



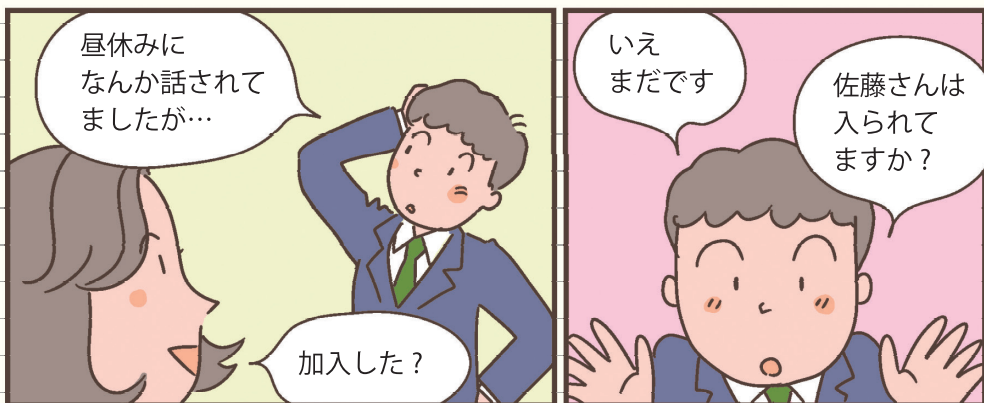
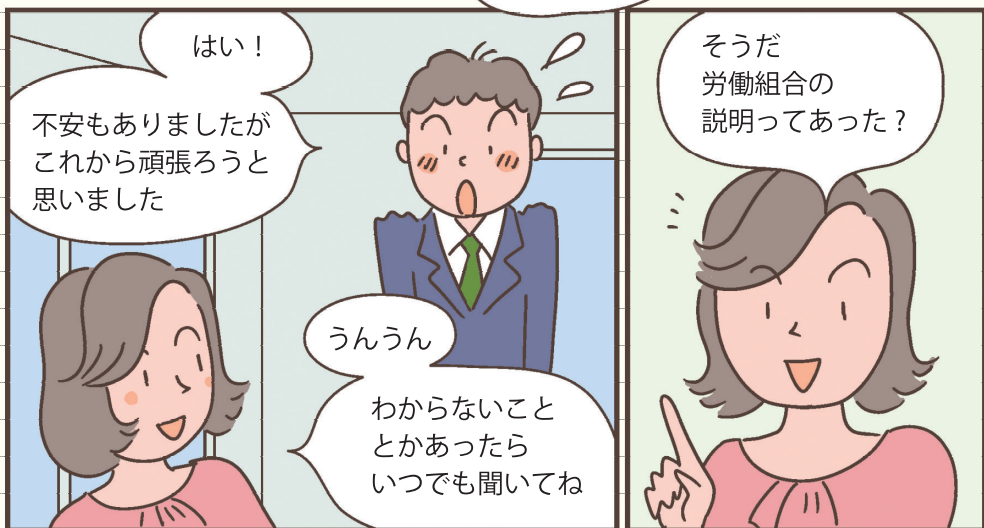
あなたも労働組合へ

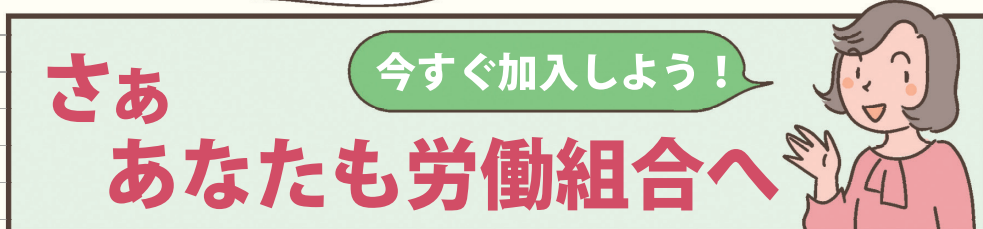
Join US!

労働組合紹介パンフレット
2024年版

国公労連
日本国家公務員労働組合連合会

新規採用職員が職場に配属された日の出来事





労働組合はあなたを必要としています



新しく職場に入られたみなさん、就職おめでとうございます。
国民生活向上のために、責任感と使命感をもって就職されたと思います。これから仕事をすすめていくうえで、悩みや疑問が出てくると思いますが、そういう時は一人で悩まず、労働組合にご相談ください。あなたの悩みや疑問が職場環境や仕事のすすめ方の改善にもつながります。また、多くのなかまが労働組合に入っていると、大きな力につながります。労働組合に加入し働きやすい職場、安心できる労働環境を一緒につくっていきましょう。労働組合はあなたを必要としています。あなたの加入を心から呼びかけます。

労働組合の役割とは？

わたしたち労働者は働いて賃金を得ないと生活できません。しかし労働者は使用者に対して圧倒的に不利な存在です。この労働関係を対等なものとするために労働組合がうまれました。私たち国家公務員も国家公務員法で労働組合の結成は認められていますが、争議権が認められておらず、国公労連はILOに提訴し労働基本権の回復を求めています。労働組合は職場ではたらく仲間が、働きやすい職場や生活の向上をめざし、力を合わせて（団結して）その実現をめざしています。また、わたしたち国

民が平和にくらせる社会の実現もめざしています。

職場で働く一人ひとりの声を大切に、みんなで話し合い、共通した要求をまとめ、その実現に向けて、みんなで行動するのが労働組合です。



2023年10月 国公青年フォーラム定期総会

大切なのは 独りにならないこと

皆さん、ご就職おめでとうございます。

これからの新生活に喜びや不安、色々な事を感じられているかと思います。

社会で生きていく中で、やりがいや楽しさは勿論、辛い時や苦しい時もきっと出てくるかと思います。

そんな時は抱え込まず、気負い過ぎないで下さい。

労働組合には、頼れる先輩方がたくさんいます。

私が仕事での悩みを打ち明けるきっかけになったのも、この労働組合でした。

大切なのは、独りにならないこと。

皆さんと顔を合わせられる日を楽しみにしています。



全労働省労働組合
新潟支部

な お え ま は ら
直江 真也



仲間ができて 学習もできます

新入職員のみなさん、就職おめでとうございます。

私は就職してすぐ労働組合の説明会を聞いて加入しました。はじめは何もわからずにいましたが、組合のおかげで賃金が上がったり、休みが増えたり、そしてハラスメントのない働きやすい職場が作られているんだなあと今では実感しています。そして、組合は横のつながりがあって、自分の職場だけではなく他の病院や施設の組合員さんと、いろんなイベントで交流できて仲間（友達）が増えることが嬉しいです。今は支部の執行委員として組合活動をがんばっています。

皆さんも組合に入って一緒に楽しい職場を作っていきましょう！



全日本国立医療労働組合
肥前支部

ふじやま あい か
藤山 愛香



賃金改善と職場環境をよくするとりくみ



わたしたちの賃金は人事院勧告にもとづいて決まります。民間では労使間で交渉を行い、賃金決定を行います。国家公務員には協約締結権と争議権がありません。その代償として人事院が民間給与を調査して、民間との差を人事院勧告として毎年政

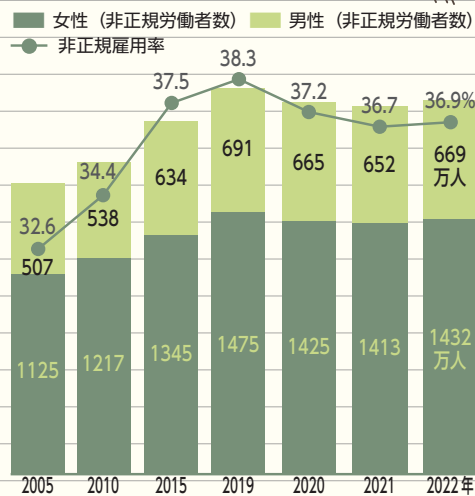
府に報告し決定されています。人事院勧告は約 900 万人の労働者の賃金に影響しており、民間の労働者と公務労働者が力を合わせて賃上げを要求していかなければなりません。

一方、わたしたちの職場では職員が不足しています。政府が定員合理化計画をすすめてきたからです。日本の公務員数は OECD 加盟国の中でも最低レベルで、これ以上職員を減らせる職場はありません。国公労連では国民生活を守るために、公務公共サービスを充実させるとりくみをすすめています。

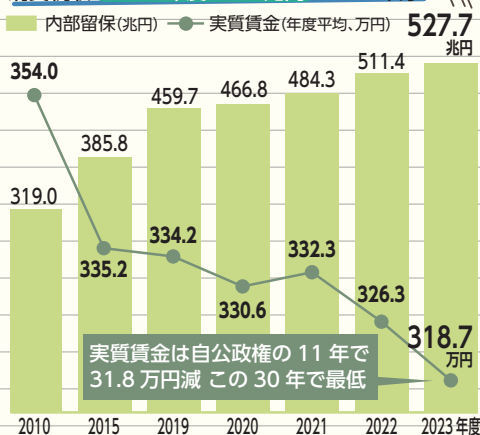


2023 年 7 月中央行動

増大する非正規労働者 2101 万人 7 割が女性、多くがワーキングプア



大企業の内部留保 527.7 兆円 消費税収 (2023 年度 23.4 兆円) の 22 年分



出所：内部留保は財務省「法人企業統計調査」の資本金 10 億円以上の大企業。2023 年度は 2023 年 7 ～ 9 月期の内部留保。実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」の年度ごとの実質賃金を 2022 年度の現金給与総額を起点に実額化。2023 年度は 4 ～ 10 月の実質賃金の平均。消費税収は 2023 年度一般会計予算

仲間で 助け合うって素晴らしい

みなさん、ご就職おめでとうございます。期待と不安でいっぱいと思いますが、まずは「わからないことはわからない」と言うところからスタートかと思います。そのような時、職場の先輩や上司以外にも聞くことができる相手がいます。労働組合の仲間には多くの経験を持つ組合員がたくさんいて、様々なアドバイスが貰えます。聞けるチャンネルが増え、1人で悩まなくてよい環境は素晴らしいと思います。

職場を超えて仲間がたくさんいるということはすごく安心です。ぜひ、みなさんも労働組合に加入して、多くの仲間と交流を深めましょう。



全情報通信労働組合 つつい ちはる
本省支部 筒井 千春



いっしょに働く 環境を改善しましょう

皆さん、こんにちは! 私たちの職場へようこそ!

何もわからないまま仕事することになるので、不安を持ったり緊張したりすると思いますが、心配しなくても大丈夫です! 皆さんと共に仕事する先輩たちが皆さんをサポートし、助けてくれます。

労働組合も同じで、職場の中で悩みなどができた時に、必ず助けてくれます。労働組合は、皆さんの声を強くし、働く環境を改善する手段です。ぜひ組合に加入して、私たちと共にがんばっていきましょう!

皆さんとどこかの集会や学習会でお会いできることを楽しみにしています!



国土交通労働組合 ひだか ゆき
西日本航空支部 日高 由光



労働組合の歴史と経過



現在の日本国憲法では、第 28 条で労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権））が保障されました。現憲法が公布された当時、全国の職場で労働組合が結成されました。1970 年代にはアメリカによるベトナム侵略戦争反対、革新自治体^{*}確立など、平和と生活重視の春闘をたたか

い、1974 年にはインフレ反対の国民的なたたかいと結びつけて月額 3 万円以上の賃上げを実現しました。

労働組合に結集してたたかってこそ労働者の生活と権利は守られ、要求は実現するのです。

※革新自治体とは、開発優先政策から福祉優先政策への転換を掲げ、市民運動などにより 1960 年代から 1970 年代後半にかけて各地方自治体で保守でない革新首長が誕生した自治体を指す。

私たちの運動で改善されました

2002 年	4 月	子どもの看護休暇制度導入 育児・介護休業制度の充実
2005 年	4 月	育児・介護を行う職員の早出・遅出勤務
2007 年	8 月	育児のための短時間勤務制度の施行 自己啓発等休業制度の施行
2009 年	4 月	労働時間短縮 (8 時間から 7 時間 45 分へ)
2010 年	6 月	育児・介護のための両立支援制度の拡充
2011 年	4 月	非常勤職員の育児・介護のための両立支援制度の拡充
2015 年	4 月	非常勤職員への夏季における年次休暇付与の弾力的運用措置
2018 年	4 月	非常勤職員の給与の職務経験の考慮通勤手当の支給
2019 年	1 月	非常勤職員の忌引き休暇取得制限解除と結婚休暇制度新設
2020 年	1 月	非常勤職員の夏季休暇新設
2022 年	1 月	出産サポート休暇新設
	1 月	非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇新設（有給）
		非常勤職員の産前休暇・産後休暇の有給化
	4 月	非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件緩和
	10 月	育児休業・育児参加のための休暇取得の柔軟化



戦後初のメーデー＝1946 年 5 月 1 日、東京・皇居前広場

人事評価制度とは

任用、給与その他の人事管理は、人事評価にもとづいて行われています。評価制度は、重要な労働条件であり、その基準や評価手続き、フィードバック、苦情処理などは、公平・公正でなければなりません。

そのためにも、評価基準に基づく絶対評価、評価結果の全面開示、人材育成への活用、労働組合の参加による苦情処理制度などが必要であり、短期の評価結果を直接的に給与に反映させないためにも、労働組合の役割が重要です。

公務員の労働組合は



戦後すぐに各省の公務労働者も労働組合を結成しました。当初、公務員も労働三権が保障されていましたが、1947年、公務員労働組合などが「2・1ゼネスト」で立ち上がろうとしたとき、当時日本を統治していたアメリカ占領軍が「ゼネスト」を中止させました。その翌年には日本政府に対

し公務員の争議権と協約締結権を禁止するよう求め、政令201号によってその権利はく奪されました。

それ以降、公務員労働組合はILOに労働基本権の回復を求めて提訴し、民主的な公務員制度の確立を求めています。

公務員賃金は、労働基本権制約の代償措置として毎年人事院勧告にもとづいて決定されています。しかし政府は、戦後初めて、人事院勧告を無視した大幅な賃下げ（平均7.8%の引き下げ）を2012年4月から押しつけてきました。

人事院勧告にもとづかない賃下げは憲法違反として、国公労連と組合員370人の原告が東京地裁で「公務員賃下げ違憲訴訟」を起こしました。この賃下げは、当初3年間予定されていましたが、このたたかいにより2年間で終了させました。しかし最高裁は2017年10月20日、政府・国会による憲法違反の賃下げを正当化して「公務員賃下げ違憲訴訟」の上告を棄却しました。これでは、公務員の権利はないに等しいものです。

国公労連は憲法にもとづく労働基本権を回復させるためにこれからも奮闘します。

憲法違反の賃金引き下げ

評価制度のチェックポイント

評価のスタートは期首面談です。ノルマの押しつけではなく、なにを・いつまでに・どの水準が必要なのかを評価者と共有することが重要です。評価結果については、納得できる具体的な説明を求めましょう。

苦情への適切な対応と、申し出た者が不利益取扱を受けないことが明記されています。納得できない場合は、職場の労働組合役員にご相談ください。



わたしたちの雇用・労働条件は



国家公務員法第 75 条の規定は、公務員が「全体の奉仕者」（憲法 15 条）であり、不当な圧力によって、国民のための公正・公平な行政を遂行することを妨げることがないように身分を保障しています。

同時に、この規定は民間企業で働く労働

者の解雇規制と同じような意味も持っています。民間労働者の場合は、権利を濫用した解雇は無効ですが、公務員の場合には、降任や免職される事由が国家公務員法や人事院規則で定められています。

国家公務員法 第 75 条 (身分保障)

職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

労働契約法 第 16 条 (解雇)

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

東京国税局で働いていた原口朋弥さんは上司等からのパワハラによりうつ病を発症し、治療の中で、障がいがあることわかり、上司に内容を報告するや、パワハラがエスカレートし、上司の悪意がこもった不当な人事評価（D 評価）を 10 回も繰り返された挙句、分限免職処分（能力不足とする解雇）とされました。原口さんは、この処分を不服とし人事院に不服申し立てを行い、職場復帰を求めてたたかっています。原口さんは全国税組合員で全国税も支援しています。



ほかにも、2009 年末に社会保険庁の廃止解体に伴い、525 人もの国家公務員を不当な分限免職（整理解雇）を強行しました。戦後最大の大量解雇を不服とし 71 人が人事院に不服申し立てを行い、全厚生組合員 10 人を含む 25 人が処分取り消しを勝ち取りました。

許されない不当な分限免職（解雇）

公務員にも労働基本権の保障は世界の常識



労働者を守るために労働基本権(団結権、団体交渉権、争議権)があります。これは、憲法 28 条が定める基本的人権であり、公務員にも保障されなければなりません。日本の公務員は労働基本権が大幅に制約されており、ILO（国際労働機関）は公務員の

労働基本権を速やかに回復するように日本政府に求めています。

国公労連は、基本的人権に代償措置はありえないことから、労働基本権の完全回復をめざして運動をすすめています。

労働協約締結権が認められないのは日本だけ

国名	団 結 権	団体交渉権	争 議 権
アメリカ	○ (軍人、FBI の職員等を除く)	○ 給与についてはなし (軍人、FBI の職員等を除く)	×
イギリス	○ (警察、軍人等を除く)	○ (警察、軍人等を除く)	○ (警察、軍人等を除く)
ドイツ	○	○ (官吏の協約締結権を除く)	○ (官吏を除く)
フランス	○ (軍人等を除く)	○ (軍人等を除く)	○ 法が規定する範囲内で行使 (警察、軍人等を除く)
日 本	○ (警察、軍人の他、消防職員、監獄職員、海上保安庁職員を除く)	△ 協約締結権はなし	×

※日本は一般行政職

公務員も一市民として
当たり前前の自由を

— 休日に政党ビラを配布したことが国家公務員法違反に当たるとして逮捕・起訴された堀越事件。最高裁は 2012 年 12 月に無罪判決を下しました。公務員の政治的・市民的自由を一律に禁じていた最高裁判例（猿払判決 / 1974 年 11 月）を実質的に変更するものです。国公労連は、公務員であっても一市民として当たり前前に政治活動ができる自由を求めています。



独立行政法人や特殊法人などの職場



2001年の省庁再編にあわせ、行政経費や定員（人員）を削減する目的で国の機関の一部が独立行政法人に移行されました。2005年には113の法人がありましたが組織の統廃合などにより、2023年4月現在で87まで削減されています。同じように、国の機関から特殊法人に業務委託されている事業も多くあります（社会保険庁→日本年金機構など）。これらの業務は、国

民生活や社会経済の安定などに資する業務に変わりはありません。

独立行政法人などは労働基本法の適用を受け労働三権は保障されていますが、その処遇は基本、国家公務員に準じており、人事院勧告に左右されています。国公労連は、労使対等な立場で、賃金・労働条件を決定し、政府の介入などは行わないように求めています。

独立行政法人等の予算削減はいつまで？

政府は「民間でできるものは民間で」と公務で行ってきた多くの行政サービスを民営化してきました。国立病院の独立行政法人化などはその一例です。独立行政法人通則法には、法人が行う業務を「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」と定め不可欠なものとしています。一方、政府はビジネスチャンスを広げるために民営化をすすめています。コロナ禍や自然災害などで明らかになったように、公務・公共サービスの切り捨ては、国民のいのち・くらし、権利などをおびやかすことになります。

国公労連は、独立行政法人等が担っている事務・事業に必要な人員と予算を拡充し、国で直接運営した方が効率的で効果的な事務・事業を国の機関に戻すこと（いわゆる「再公営化」）を求めています。



国ではたらく非常勤職員の現状



8万人を超える非常勤職員がフルタイムや短時間勤務で一般職国家公務員として働いています。正規職員と同じように国家公務員法、人事院規則が適用され、職務専念義務や守秘義務が課せられています。しかし処遇は正規職員と大きく違い劣悪です。

同一省庁でも職場ごとに違いがあります。

国公労連や非常勤職員の声と運動によって近年、夏季休暇や結婚休暇の新設、産休の有給化、一時金の大幅引き上げなどを実現しました。引き続き、処遇改善と均等・均衡待遇の実現をめざしています。

国の非常勤職員の休暇・手当の待遇差 (2024年1月1日現在)

	常勤職員	非常勤職員
採用年度における年次休暇	20日※1	最大10日※2
病気休暇	90日以内 (有給)	最大10日 (無給)※3
公務上の負傷・ 疾病休暇	必要と認められる 期間	常勤職員と同様 (無給)※4
住居手当	最高28,000円	不支給 (支給の根拠法規なし)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円等	不支給 (支給の根拠法規なし)
寒冷地手当	1級地で 最高26,380円	不支給 (支給の根拠法規なし)
子の看護、 短期介護休暇	1年に5日以内 (有給)※5	常勤職員と同様 (無給)※6
保育時間※7	1日2回各30分以内 (有給)	常勤職員と同様 (無給)

※1 1月1日～12月31日の期間

※2 6月勤続し、全勤務日の8割以上出勤した場合、週の勤務日数に応じて付与

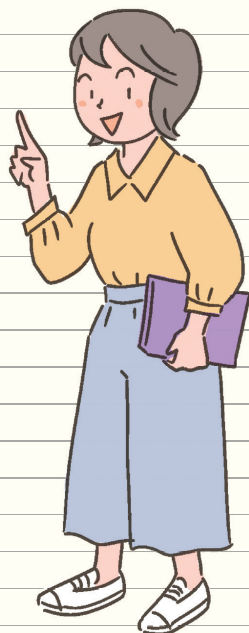
※3 6月以上の任期また継続6月以上の非常勤職員に、週の勤務日数に応じて付与

※4 ただし公務災害が認定されれば休業補償(平均給与額の6割)を支給

※5 養育する小学校就学の始期に達するまでの子、要介護者が2人以上の場合は10日

※6 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務が121日以上であって、6月以上の任期また継続6月以上の非常勤職員

※7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合



仲間どうしのたすけあい ― 国公共済会

国公労連のたすけあい活動

国公共済会は、国公労連が組合員を対象に運営している自主共済制度です。営利目的の保険会社と違い、「非営利」で運営しているのが大きな特長です。

1991年設立以来約33年間、組合員の生活をしっかり支えています。各種準備金積立額は26.8億円を超え（2024年1月末現在）、大きな災害（東日本大震災・熊本地震・台風等）があってもしっかり支払いができる安定的な運営をしています。

多くの仲間が国公共済会に加入することで、制度のさらなる充実・発展をはかることができ、国公労働者の経済的地位の向上にもつながります。

いろいろなリスクに備える総合共済

国公共済会は、病気・ケガ・交通事故・死亡・後遺障がい・火災等のリスクを保障する充実のラインナップで、あなたの公務員生活を応援します。最大で一般死亡・障がい4,000万円、入院日額1万円の保障が確保でき、年齢による掛金アップはありません。（※生命特約共済を除く）

「小さな掛金」で「大きな安心」をお届けします。

組合員であれば誰でも加入OK

国公共済会は、国公労連の組合員であれば誰でも加入でき、退職後も継続して加入できます。生命基本共済・生命特約共済・医療共済・ワンコイン共済・シニア共済は「健康告知基準」に該当している場合には加入できませんが、それ以外の制度は該当していても加入できます。



生命基本共済

万が一に備えて（死亡・障がい）

医療共済

病気やケガの入院・休業に備えて

交通災害共済

交通事故時のご自分の保障に

―― 保障がいろいろ！ ――

火災共済

団結共済

個人賠償責任補償型

慶弔共済

年金共済

シニア共済

自動車共済

ワンコイン共済

※ご加入にあたっては、総合パンフレット・各種リーフレットを必ずご覧ください。

ライフステージに合わせて見直しが可能

国公共済会の制度は、年1回加入内容を見直すことができます。民間生命保険は10年から15年更新のものがほとんどであることとは対照的です。家族構成や年齢等ライフステージに合わせて柔軟に保障内容を設計できます。

青年
組合員に
おすすめ

不意の出費に備えて 医療共済10口加入！

制度名	口数	掛金月額
生命基本	10口	300円
医療	10口	1,000円
交通災害	1口	100円
掛金月額合計		1,400円



- 「シングル」なら死亡保障は少しで充分（病氣死亡100万円）
- この掛金で入院日額5,000円、休業加療日額2,500円
- 64歳まで同じ掛金だから、計画的に貯蓄にまわせます！

給付例 肺炎で7泊8日入院したとき

医療10口×500円×8日間＝40,000円の給付

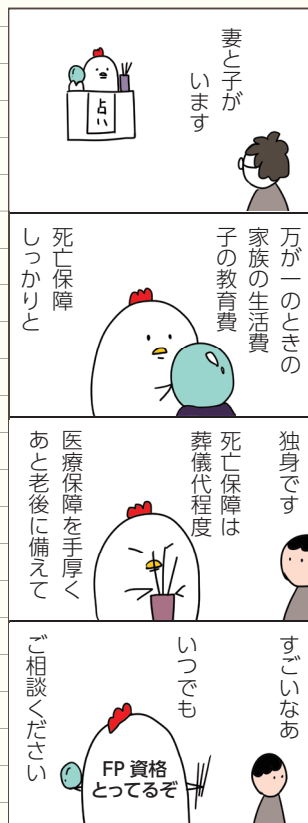
※上記以外にも後遺障がい、交通災害通院、ケガ通院見舞金等の給付事由があります

家族を
支える
組合員に

働き盛りの大きな責任も しっかりカバー

制度名	口数	掛金月額
生命基本	200口	6,000円
医療	20口	2,000円
交通災害	2口	200円
掛金月額合計		8,200円

- 生命基本共済200口加入で死亡時に2,000万円保障。生命特約共済をプラスすれば、最大4,000万円の死亡保障を確保できます。
- 働けなくなったもしものとき（後遺障がい・休業）も安心です。



組合新規加入の方には
もれなく 6カ月間

ワンコイン共済 プレゼント

ワンコイン共済とは

生命基本共済（5口）、医療共済（3口）、交通災害共済（0.5口）を組み合わせた制度です。月掛金500円で、普通死亡で50万円、交通事故入院で日額3,500円等の給付があります。

※ワンコイン共済プレゼント期間中に限り、他の制度と重複して加入できます。



みんなで作るみんなの

国公共済会
日本国家公務員労働組合連合会共済会

お問い合わせは

0120-88-9031
URL▶www.kyousai.jp/ E-mail▶info@k-kyousai.jp



資料請求

正式加盟

総理府関係労働組合連絡会（総理府労連）	TEL 03-3502-6363
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階（国公労連内）	
全行管職員組合（全行管）	TEL 03-5253-5111
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合庁 2 号館 総務省内	
全法務省労働組合（全法務）	TEL 03-3580-0584
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1 法務省内	
全国税関労働組合（全税関）	TEL 03-3507-0645
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省内	
全国税労働組合（全国税）	TEL 03-3581-3678
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省内	
文部科学省関係労働組合協議会（文労）	TEL 03-3502-6363
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階（国公労連内）	
全厚生労働組合（全厚生）	TEL 03-3501-4881
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省低層棟 3 階	
全日本国立医療労働組合（全医労）	TEL 03-5940-8600
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 1-48-3	
全経済産業労働組合（全経済）	TEL 03-3580-5707
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省内	
国土交通労働組合	TEL 03-3580-4244
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合庁 3 号館 国土交通省内	
全情報通信労働組合（全通信）	TEL 03-3509-7737
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合庁 2 号館 11 階	
全労働省労働組合（全労働）	TEL 03-3502-6787
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館 18 階	
人事院職員組合（人職）	TEL 03-3581-5311
〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3 人事院内	
全司法労働組合（全司法）	TEL 03-6272-9810
〒102-8651 東京都千代田区隼町 4-2 最高裁判所内	
沖縄総合事務局開発建設労働組合（開建労）	TEL 098-979-6658
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 合庁 1 号館 1 階	
外国人技能実習機構労働組合	TEL 03-3502-6787
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館 18 階	
国家公務員一般労働組合（国公一般）	TEL 03-3502-6363
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階（国公労連内）	

オブザーバー

国家公務員共済組合連合会病院労働組合（国共病組）	TEL 03-3876-0615
〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医療労働会館 7 階	
国家公務員共済組合連合会宿泊施設労働組合（宿泊労連）	
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院 4-21-1 KKR ホテル博多内	
全国大学高専教職員組合（全大教）	TEL 03-6802-4250
〒110-0012 東京都台東区亀泉 2-20-15 都築ビル 2 階	

上部団体

全国労働組合総連合（全労連）	TEL 03-5842-5611
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階	